

○ 令和 5 年度（2023 年度）熊本市公共事業評価監視委員会（第 1 回）議事録

1. 日時 令和 5 年（2023 年）7 月 11 日（火）午後 1 時 0 0 分から
2. 場所 熊本市役所議会棟 2 階予算決算委員会室
3. 議題
 - (1) 公共事業評価について
 - (2) 委員会の運営方針（案）について
 - (3) 事業概要説明
4. 出席委員
柿本委員長、井寺委員、岡委員、田代委員、林委員、藤木委員、村上委員
5. 議事録

1 3 : 0 0 開会

議題 1 公共事業評価について

- ・ 事務局より、公共事業評価の目的、対象事業、種類、時期等について説明。

議題 2 委員会の運営方針（案）について

- ・ 事務局より、委員会の運営に関する基本的な事項について説明、異議なし。
- ・ 令和 5 年度（2023 年度）の審議等に関する事項については、合議方式（一般審議）とする。

議題 3 事業概要説明

- ・ 事業主管課より、審議対象事業の概要について説明。

1 4 : 1 0 閉会

○ 令和 5 年度（2023 年度）熊本市公共事業評価監視委員会（第 2 回）議事録

1. 日時 令和 5 年（2023 年）10 月 2 日（月）午前 9 時 30 分から

2. 場所 熊本市役所議会棟 2 階予算決算委員会室

3. 議題

(1) フォローアップ（報告）

◆社会資本整備総合交付金／桜町・花畑地区の賑わい創出による中心市街地の回遊性向上

(2) 一般審議

◆社会資本整備総合交付金／熊本市住宅・住環境整備計画（第 2 期）

◆社会資本整備総合交付金／全国都市緑化フェアの開催による森の都の再生と震災からの復興

◆社会資本整備総合交付金／全国都市緑化フェアの開催による森の都の再生と震災からの復興（第 2 期）

◆防災・安全交付金／（第 3 期）安全・安心のしなやかな都市づくり・計画策定（防災・安全）

4. 出席委員

柿本委員長、岡委員、桑原委員、林委員、藤木委員、松村委員、村上委員

5. 議事録

9：30 開会

事務局より、熊本市全体の方向性と各事業との関係性について説明。

議題 1 フォローアップ（報告）

◆ 社会資本整備総合交付金／桜町・花畑地区の賑わい創出による中心市街地の回遊性向上

・ 事業所管課より、計画の成果指標（定量的指標）の確定値を報告。

※ 本案件は令和 3 年度の公共事業評価監視委員会にて事後評価済みであるが、当時は成果指標の推定値に基づいて審議を行ったため、本委員会においてフォローアップとして確定値の報告を行ったもの。

・ 委員から事前に「地下通路通行者数の、目標値の必要性」について質問があったが、今回の事業目標が「多様な賑わいを創出し、中心市街地の回遊性向上を目指す」であったため、地上部である花畑広場の来場者数のみでなく、地下通路の通行者数についても目標値として設定した。【事業主管課】

<以下、質疑応答>

① 地下通路の通行者数について、目標値に対して実績値がかなり下回っているようだが、工事などの影響があったのか。【委員】

工事の影響があったわけではなく、地下通路の上部（の利便性向上）が影響していると考えている。

スクランブル交差点の通行量は 1 万 4 千人の増加とかなりの歩行者増加となっているが、花畑広場の整備に伴い通行しやすくなったことで、これまで地下通路を通っていた方が地上を通るようになったと認識している。【事業主管課】

- ② 福岡、大阪、名古屋等において、今夏は非常に暑かったため、地下を通る方が多く地上が少ないという数字が出ている。
これを踏まえると、熊本市の昨年、一昨年について、地下通路に入りづらいということがあるようにも思えるが、その辺りの分析は行ったか。【委員】

分析というよりは推定という形になるが、今年、他都市について地下通路、地下街などの利用者が増えていることは承知している。

熊本市においては、地下通路が通路だけの機能を持っており、長さも短いということで、暑さがあっても地上を最短距離で進んでいく方が多かったのではないかと考えている。

一方で、地下通路の通行者数があまり増えていないことについては課題として捉えており、地上部の辛島公園北側道路の歩行者空間化の実証実験を昨日（10月1日）から開始している。

それらと一体的に、地下通路についてもできるだけ回遊性やにぎわいを創出していけるよう取り組んでいきたい。【事業主管課】

- ③ 地下通路については、上部をきれいに整備したことにより、外を歩く方が多くなったと考えてよいのではないか。【委員】

議題2 一般審議

◆ 社会資本整備総合交付金／熊本市住宅・住環境整備計画（第2期）

- ・ 事業主管課より、事業の投資効果、社会情勢の変化、事業進捗状況等を踏まえて、事業の今後の対応方針案を説明。
- ・ 委員から事前に質問があった2点について補足する。【事業主管課】

（1. 空き家再生等推進事業は平成30年度のみのようなが、これは5年に1度ということか。）

当該整備計画（第2期）の期間中（2016～2020年度末）において、平成30年度だけ実施されていた。特段、何年に1度といったルールや慣習はない。

事業所管課の空家対策課に確認したところ、当時「熊本市空家等対策計画」の策定に向けて実態調査を行うために当該社交金の制度を活用したと想定される、とのことである。

（2. 今後の事業予定はないのか。）

ここ数年中において、当該社会資本整備総合交付金の制度を活用する可能性はあるが、現状では活用は行っていない。

なお、社会資本整備総合交付金とは別に、国からの財源で「空き家対策総合支援事業」という別の制度があり、それを活用して「熊本市老朽危険空家等除却促進事業」という解体に係る補助事業を実施している。

<以下、質疑応答>

- ① 別添資料5-1の12ページの「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手

法の見直しの必要性」について、これまでは市営住宅の最低居住水準未満世帯数を市営住宅戸数で割ったものを使っていたが、これを「分譲マンションの適正な管理」や「中古住宅流通の促進」に関する定量的指標に変えるということについて、もう少し詳しく説明してほしい。【委員】

第3期整備計画は令和2年度末に策定しているが、第2期で使用していた最低居住水準未満世帯の指標は第3期では指標として採用していない。

本事業に関連し、熊本市の住生活基本計画等で挙げられているもの、例えば中古住宅、流通等に関する指標を新たに採用して、バリアフリー化等と併せて補正をしたものである。【事業主管課】

今までの指標を削った理由は何か。【委員】

当時、中古住宅流通や分譲マンションの老朽化などが進んでいたため、そのような指標を優先したようであるが、最低居住水準未満世帯の指標を削除した経緯は確認できていない。

なお、第3期整備計画を策定する際には、国等と打合せを行い、分譲マンションの適正な管理といった新たな指標を導入したと聞いている。【事業主管課】

- ② マンションや市街地が老朽化してくるときの対応をしっかりと考えておかないといけないのではないかと。特に、人口が減っていくと言われている中では、空き家問題や老朽化マンションの話もあり非常に心配な面がある。その辺りがゴーストタウン化してくると、「安全安心なまちづくり」にリンクしてくるので、要注意であると思う。

また、景観については良い達成度だと思うが、建築協定が策定された年代が今から30年くらい前のものだとすれば、もう建て替え時期に入っているはずである。そこがうまく承継されていくのか、締結した方が亡くなった場合にその後どうなるのか、次世代の方も押印しているのか、等が気になるところである。このように、個々の分譲マンションの適正な管理や中古住宅の流通などと共に、後のフォローアップ等が今後必要になってくるので、次の計画の中で対応してもらえると、持続可能な市街地開発につながると思う（要望）。【委員】

- ③ 市営住宅における最低居住水準未満の世帯の割合について、未達成とはいえ多少改善はしているが、誘導により改善したのか、転居等により自然と適正な人数になったのか、その辺りのことは分かるか。【委員】

そこまでの分析はなされていないが、委員長ご指摘の通り転居等の要因が大きいのではないかと考えられる。

併せて市営住宅の戸数の部分が、災害公営住宅の整備等により分母が増え、指標の数字が下がったということが考えられる。

指標としては改善したが、対策として何かが成功したからそうなったわけではなく、結果的にそうなっただけという可能性が高い。【事業主管課】

市営住宅は非常に高齢化が進んでいるが、高齢者夫婦2人だったところで1人が欠けた場合の影響なども指標に反映されているのではないかと。【委員】

ご指摘の点について、例えば、25平米以上等の区分の世帯率の減少に伴い、分子が減少するという影響もある。【事業主管課】

災害対応のための指標や、高齢化に対応した指標が何かあってもいいのではないか。

どこで災害が起こるか分からない中でこれだけの人は受け入れられるとか、単身になったときに見守りができて孤独死を防止できるなど、そういうものも指標にあってもよいのではないか。

難しいとは思いますが、今後検討してもらえればと思う（要望）。【委員】

市営住宅の最低居住水準未満の世帯の割合の指標は、例えば3人住んでいたけど子どもが1人出ていったとか、夫婦のうち一方が亡くなったとか、そういったものと、新規や建替え等で広さに余裕のある市営住宅を建てて、それで1人当たりの面積が改善されたという2つの影響が入り交じっているということか。【委員】

その通りである。毎年現況報告の際に、人数等を当てはめて算出している。【事業主管課】

- ④ 市営住宅の戸数が母数となっている指標について、建替え予定などで入居不能とされているものも母数に入っているのか。【委員】

最低居住水準未満世帯の割合については、現在入居している戸数ベースになるので、分母に含めている。

バリアフリー化された住宅ストックの割合については、管理戸数ベースと聞いている。募集停止の戸数が入っているか否かは把握していないが、建替え予定がほとんどないことから、分母に大きな変動を与えるものではないと認識している。【事業主管課】

募集停止の物件にも数戸居住者はいるようなので、母数に含むか否かで指標値は変化するように思う。【委員】

確かに若干の変動の可能性はある。【事業主管課】

- ⑤ 「最低水準の生活」について、面積もその基準であるとは思いますが、高齢化していくと手すりの有無なども快適か否かの要素の一つと考えられる。そのような要素について、今後検討する予定があるか。【委員】

今回の指標には手すり等の要素は含まれていない。国の住生活基本計画で定められている面積を指標の基準としている。【事業主管課】

- ⑥ 「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」において、第3期での評価実施形態の記載があるが、（その際には）施策の効果が見えるような指標を、因果関係がはっきりする形で設定してほしい。
また、バリアフリー化された住宅ストックの割合については、ストックの割合が増えるにつれて増加すると思われるので、（今後の事業で）順次進めていってほしい。【委員】

- ◆ 社会資本整備総合交付金／全国都市緑化フェアの開催による森の都の再生と震災からの復興
- ◆ 社会資本整備総合交付金／全国都市緑化フェアの開催による森の都の再生と震災からの復興（第2期）

※ 上記 2 事業については、一体的な整備を行っているものであるため、一体として評価する形で異議なし。

- ・ 事業主管課より、事業の投資効果、社会情勢の変化、事業進捗状況等を踏まえて、事業の今後の対応方針案を説明。

<以下、質疑応答>

- ① 別添資料 6 - 1 の 13 ページ「今後の方針」には、緑化意識の継続のため、普及啓発への取組を進める旨の記載がある。

LED 化の更新改修は別事業で対応するとして、普及啓発について、全国都市緑化フェアがいったん終了している中で、具体的にどのように普及啓発を行っていくことを想定しているか。【委員】

全国都市緑化フェア自体は終了したが、レガシーイベントとして、今秋から「くまもと花博」という形で開催することとしている。規模自体は小さくなるが、引き続き、市民の花と緑の力、意識の高揚を高めたいと考えている。

また、緑化フェア前から継続して行っている「ネオグリーンプロジェクト」というものがある。これは、市民協働で取り組む花と緑の取組を総称したものであり、具体的には、市民宅を開放するオープンガーデン、スポンサーからお金を受領し花壇を運営するスポンサー花壇、また、市民や事業所等の花壇を登録するパートナー花壇といった制度や、緑のマイスター制度という、市民自らが緑化啓発の指導者となって活躍するという制度も運用していく。

このように、引き続き、ネオグリーンプロジェクトを推進し、緑化意識の声を高めたいと考えている。【事業主管課】

しっかりと取り組んでほしい。【委員】

- ② 各事業によって資料に西暦と和暦が混在しているため、西暦に統一してほしい。【委員】

事務局と調整する。【事業主管課】

西暦と和暦いずれが好ましいかは検討すべきであるが、いずれにしても、事務局が主体となり、今後、統一感のある資料作りに取り組んでいきたい。【事務局】

- ③ 2022 年について、動植物園の来場者数は多い一方で、交通機関の利用が少なくなっている。

前者については緑化フェアの実施により増加したとも考えられるが、交通機関の利用はそれとどう関連しているのか。【委員】

交通機関の利用は、熊本空港の利用状況を示している。【事業主管課】

熊本空港の利用を 2019 年の水準に回復させたいということか。

昔は利用者が多かったが現在は減少しているというのは、動植物園の来園者数とどう関係するのか。【委員】

成果指標は（あくまでも）水前寺公園の利用者数の増加ということで、空港の利用状況については、効果の発現状況の一つとして提示しているものである。空港の利用状況については、緑化フェア（による経済動向を調べる調査）において調査したものである。コロナ禍の影響があり、実際２０２１年、落ち込んでいる。２０２０年に回復はしてきたものの、完全には２０１９年の水準には回復していない。その中で、緑化フェア期間中（である２０２２年）には、２０１９年と違い、人が増えたことで、（県外からの来場者を増加させる）効果の発現があったのではないかとということで、サンプルとして載せているものである。【事業主管課】

動植物園の来園者数がイベントの実施により増加しているとしたときに、自動車利用が増えているという理解をすべきなのか、あるいは県外からの影響は少ないという理解をすべきなのか。
動植物園の来園者数と、交通機関（熊本空港）の利用状況がどうリンクしているのかがよく分からない。あまり関係ない指標という理解でよいのか。【委員】

公共交通機関の利用状況については、コロナ禍が明けたとはいえまだ十分に回復していない状況であると認識している。
熊本空港の利用者数は、県外からの来場者の効果としても見込んだものである。熊本空港の利用者数を選択したのは、（緑化フェア期間中はシャトルバスなどの運行もしており、）マイカー利用を抑えて公共交通機関の利用を増やしたいという意図があったことから、自動車が増えることを効果として表現したくない思いによるものもあったと考えられるが、コロナ禍になってしまい想定したような数字が出なかったのではないかと認識している。【事業主管課】

別添資料６－１の１１ページの「交通機関」というのは、公共交通機関なのか、それとも（公共ではない）交通機関、空港のことなのか。【委員】

阿蘇くまもと空港の利用者数なので、公共交通機関ではない空港のことである。【事業主管課】

緑化フェアの件でこのような数値を出してくるならば、空港、県外からのお客さんが増えたということで理解はできるのだが、「動植物園の来園者数」となると、熊本空港の利用者数とどのようにリンクするのかよく分からない。
動植物園の来園者数は、どちらかというと公共交通機関、すなわち市電やバスに関連してくるのではないかと。
県外からの方が、熊本空港からレンタカーを使って緑化フェア目的で動植物園に来る率はかなり少ないと思われるので、熊本空港と言われても、県外からの来訪者数の増え方が分かるだけで、動植物園の来園とに関連性を見出すのは難しい。【委員】

交通機関の利用状況については、緑化フェアを開催したことによって、動植物園の来園者が増えるとか、それに関連して熊本への来訪者が増えるというところをメイン、指標ではなく効果の状況とし、資料として提示したものである。【事業主管課】

交通機関の利用状況にＪＲを含めていないのはなぜか。
空港だけであれば、東京や大阪など遠方からの来訪者しか含まれず、福岡や鹿児島など近隣の件からの来訪者が含まれないので、ＪＲの利用者数も加えてお

くべきである。

今回出されている交通機関の利用状況のデータは、効果の状況を示すものとして妥当でないのではないか。【委員】

資料の見せ方の問題ではないかと思う。

動植物園に関する事業について空港の利用者等を補足しているというところで分かりにくくなり、緑化フェア全体として県外からの利用者がどれくらい増えたかを見ようとしてこのようなデータを入れたという意図は理解したが、使い方に少々問題があったようである。【委員】

- ④ アンケートについて、「街なか」を「中心市街地」に文言変更したことで割合が悪化したという説明は妥当なのか。【委員】

期間を通じて同じ項目でアンケートを行うべきであったとは認識している。

後になって気づいたところではあるが、設定した当時はそこまで数値が下落すると考えていなかった。

ただ、他に特段の事情はなく、令和元年までは微増しており、令和２年に質問を変えた以降も微増となっているため、全体的な傾向としては、文言変更が原因ではないかと分析したところである。【事業主管課】

「街なか」と「中心市街地」については、エリアをどのように捉えていたかの話でもあると思われる。

地域の方に聞くと、「街に行く」、「市に行く」等、いろいろな言い方をするものだが、言葉の選択の中でエリアをきちんと出しておかないと、「中心市街地」といってもとらえ方が違ってきて、指標が非常に曖昧な数字で出てくるのではないか。【委員】

確かに、質問と一緒にエリアについて聞くなど、何らかの方法はあったと考えている。【事業主管課】

アンケートの実施について、外部に発注したのか。【委員】

このために発注したというわけではなく、環境総合計画の中で、多数の質問をしている中の一つの指標を、この計画のために利用したものである。

その関係もあり、指標が変更になった際に確認が十分でなかったところがある。【事業主管課】

アンケートによって普及や啓発の効果を確認したいというときに、普及啓発と「意識」との因果関係は不明確であると思う。

緑地率を上げていく等の定量的な指標を用いるか、あるいは住民が庭の整備をきちんとした等の「行動」を確認する方が望ましい。

「意識」は揺らぎが大きいので、経年的に見ていこうとすると難しい。この点、前と比べてどのように行動が変わったかという結果を確認する方が良いのではないか。今後留意されたい。【委員】

- ◆ 防災・安全交付金／（第３期）安全・安心のしなやかな都市づくり・計画策定（防災・安全）

・ 事業主管課より、事業の投資効果、社会情勢の変化、事業進捗状況等を踏まえ

て、事業の今後の対応方針案を説明。

<以下、質疑応答>

① 長寿命化計画の中に、都市公園内の樹木の調査は含まれているか。【委員】

施設として整備しているものを対象としているので、樹木等の点検は計画には含まれていない。【事業主管課】

公園の遊具等の老朽化とともに、樹木の傷みも考慮すべきと考える。安心安全の公園づくりというならば、倒木時の事故についても考えておかなければならない。先日も街路樹が倒れて車に当たるという事故が発生している。【委員】

公園については、年に最低1回、公園によっては年2回、職員によるパトロールを行っており、当然その際には樹木の点検も行っている。目視、打診、打音の検査を実施し、倒木等がないように努めている。

また、先日の倒木事故を受け、9月の議会で補正予算を確保した。原因が根の腐食であったことから、打音検査などでも判明しないということで、今回の補正予算では根の検査も専門家により実施する形としている。【事業主管課】

それを聞いて安心した。

やはり公園の緑地というのは大変重要であり、そのスペースはコミュニティの醸成に寄与するものであるもので、遊具等だけでなく樹木についても引き続き検討をお願いしたい。【委員】

② 別添資料7-1の6ページ「事業効果の発現状況」で、結果としてCランク・Dランクといった緊急度が高いものがいくつか見られるが、どういう施設がどういう状況なのか、写真等を資料に含めてほしかった。

また、特にDランクは、顕著な劣化が進んで重大な事故につながる恐れがありということであるので、現在の状況、つまり施設の立入禁止や利用禁止といった措置を行っているのかどうかがよく分からない。【事業主管課】

写真等が不足していたのは申し訳ない。

老朽化の状況は多様であるが、錆びて、すり減って穴が開いた（ところまでいった）といったものが一番ひどい状態である。

（穴が開く前の）表面が錆びているだけとか、塗装が剥けている程度のものは、比較的軽度のものとしている。

また、利用禁止の状況について、非常に危険なDランクのものについては、禁止テープを用いて利用できないようにしている。【委員】

③ 別添資料7-1の7ページ「評価指標の最終目標値の達成状況」について、単なるアウトプットを指標値にしているが、評価に使うものであるので、アウトカム指標をどう使うべきかというところがあるのではないか。今、具体的にどうすべきかということは分からないが、調査事業だけだとアウトカム指標が取りづらいので、これをどう考えるかは市の内部でも検討した方がよいと思う。【委員】

確かに指標がアウトカムになっていないと認識しているので、今後、計画策定時に検討を行う。【事業主管課】

- ④ 別添資料 7-1 の 8 ページ「市の対応方針」について、令和 2 年から令和 6 年に向けて更新事業を社会資本整備総合交付金で実施していることは分かるが、特に緊急度が高い C ランク・D ランクについては 2 ～ 3 年以内に改修を終えるなどの目標を方針として記載してほしい。

また、「今後の事業評価の必要性」において、この事業計画策定事業についてのフォローアップを行わないという表現自体はやむを得ないと思うが、他の事業では「今後改修事業を実施するのでそちらで事後評価を行っていくので、計画策定のフォローアップは行わない」といった記載になっており、それと比べると本事業の方針は粗い感じがする。

「改善措置の必要性」についても同様の印象である。アウトプットの計画指標を立てたからこのような表現なのかもしれないが、違和感がある。【委員】

「別途実施する工事計画において事後評価を行うため、本計画についてはフォローアップは行わない」といった表現にできるよう検討したい。【事業主管課】

- ⑤ この 3 年間で「調査」を行ったということだが、これは「調査」と「計画策定」双方を含むと理解してよいのか。【委員】

その通りである。

長寿命化計画の策定について、まず調査を行い、危険度を判定して、優先順位を決めた上で計画として策定していくということであり、調査統計、計画ともセットで発注を行っているものである。【事業主管課】

- ⑥ 別添資料 7-1 の 6 ページ「表-2」の見方について、再度説明してほしい。健全度判断において、公園の中に複数の施設があるという意味なのか、1 公園につき 1 つ判定を行っているのか。【委員】

この表は、健全度の A B C D 判定を点数化した表である。

数字は、健全度が満点（A）のものが 10 点、B が 8 点、C が 5 点、というように、何点だったか D 判定になるのかといった目安に使った表である。【事業主管課】

表-2 は、公園内の施設ごとに劣化度を点数化し、緊急度の高いもののスクリーニング等に使う「重みづけの表」ということか。【委員】

調査は公園ごとに行うが、その中でさらに個別の施設（ベンチ、トイレ、遊具等）ごとに調査を行い、A B C D の評価をつけている。

公園自体は 1 つでも、その中の施設は新しかったり古かったりということがあるので、施設ごとに判定が出るということになる。【事業主管課】

- ⑦ 長寿命化の本来の意味づけは、都市の中で緑地や公共空間を確保していかうということであると認識している。

ここで、今回廃止された公園が 2 か所あるが、それらは不要とみなされたということである。しかし、元々はそこに公共空間なり緑地が必要だと考えられて設置されているはずである。廃止に対する代替的な策は取られるのか。

公園が減少すると、緑地率や公共空地率が低下し、都市計画上是数値が悪化することになるので、このことについての考え方を教えてほしい。【委員】

都市公園については、都市公園法 16 条に保存規定があり、基本的には廃止してはならないのが原則であるが、例外が 3 つある。

1 つ目は、都市計画事業により道路が敷設されるなどの場合で、公益上特に必要がある場合。

2 つ目は、廃止される代わりに別の都市公園ができる場合。

3 つ目が、いわゆる土地を借受けた公園。

この 3 つに限って、都市公園を廃止できるということになっている。

今回の 2 公園廃止はこのうち 3 つ目に当たるものである。

借地公園というのは、今後人口減少が進む中では一つの都市公園の整備の手法としてありうると思われるので、借地公園の廃止ということはある程度柔軟に検討してもいいではないかと考えている。【事業主管課】

廃止になった公園は、そのまま代替策は取られないのか。

廃止自体は基本的にはできると思うが、もうそこには公共的な空地とか緑地は不要であると、市として判断したということか。【委員】

借地については市として権限が設定できるものではないので、廃止せざるを得ない場合もある。【事業主管課】

代替策の検討はなされたのか。【委員】

(代替策の検討にあたっては) 1 校区につき 1 人当たりの公園面積というものが指標の一つであると考えており、明らかにそれが小さい校区については単に廃止するだけではなく新規設置等の代替策も検討することになる。

その上で、今回の 2 公園に関して状況を説明する。

1 公園は、神社の境内を借りて公園にしていたものであるが、住民から公民館にしたいという要望が多く、また近隣に大きな公園も存在していたため、(代替策を不要と判断し) 廃止としたものである。

もう 1 公園は、近くにあった市営住宅と一緒に廃止になったため、周囲にほとんど人が住んでいない状況になった。公園の面積の増減以前に公園の利用者がほぼいなくなってしまうという場所になったことから、(代替策をとらずに) 廃止することもやむを得ないと判断したものである。【事業主管課】

住宅地ごと人がいなくなってしまうということはあるので、そういった場合に柔軟に廃止等を検討するのは問題ないと思うが、そのような場合、こういった代替案を考えたかを付け加えて説明すると良いと思う(要望)。【委員】

すべての一般審議案件について、対応方針案に関して、熊本市が策定した原案通りとすることで異議なし。

11 : 30 閉会